

「国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令」について

令和 5 年 8 月 25 日
内閣府地方創生推進事務局

1. 題名

国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

2. 改正の趣旨

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 20 号）の施行により、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を定めた国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 18 条が削除されることに伴い、特区法第 27 条の 5 に規定する課税の特例措置の適用対象となる特定事業として、中小企業者が行う特区法第 18 条の規定による規制の特例措置の適用を受ける事業を定める特区法施行規則第 13 条第 2 号を削除する等、所要の規定の整理を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本府令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布日：令和 5 年 8 月 25 日

施行日：令和 5 年 9 月 1 日

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第 39 条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

担当：龍堀・雨澤・倉野

TEL：03-5510-2173